

施設賠償責任

— 利用者が転んでケガをした！ —

【店舗内での転倒・受傷とその対処方法】

軽度なものを除き初期対応としては、病院への搬送手配をとったり店舗内で休憩していただいた後に、早めの通院（検査）を勧めるといったものが一般的です。

店舗責任者が転倒事故を目撃していなかった場合は利用者に時間をいただきその場で確認するか、別途に連絡し、様子伺いをかねてその時の状況を確認します。

また、転倒事故を目撃しなかったスタッフには、どのような状況で起きたのかを知らせ、スタッフ全員が共通の認識を持つことが大切です。

店舗が整骨院の場合、打撲という診断であれば自院での治療が可能です。

万が一、骨折をしていた場合には、後日トラブルが複雑化する恐れもありますので、利用者信頼関係がある場合でも、一度レントゲン等の検査を受けていただくことをお勧めします。

【施術者の責任】

稀な話ですが利用者から後日、「治療費等を負担して欲しい」といった連絡を受ける場合があります。

利用者側の言い分としては「店舗内での転倒なので店舗（責任者）が負担するのは当たり前だ」という理論です。

この場合の判断基準は「利用者のケガの程度」ではありません。あくまで「利用者の転倒が店舗管理の不備によるものかどうか」によって判断すべきだと考えます。

店舗管理の不備の例としては、「雨の日で店舗の床が滑りやすくなっていた」「店舗の床に敷いているタイルカーペットの一部が捲れあがっていて躓いた」「電療器の一部が通路に飛び出し引っかかった」といったものが挙げられます。

このような原因があれば店舗（責任者）として責任をとることを検討すべきですが、原因がなければ支払をする義務は生じないとも考えられます。

☆=====☆

【施設賠償責任】

業務を遂行するための施設の所有・使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、き損もしくは汚損したことによって生じる損害賠償責任

★★★★★

今回はケガをした場合を取り上げましたが、眼鏡等の物品の破損の場合も判断基準は同じです。

施設賠償責任を問われる例として、施術中にベッドの足が折れたことに起因するものや、店舗内においてある観葉植物が倒れたことによるものなどが挙げられます。

JHAでは会員に対し、店舗側に責任があるのかどうかの判断や責任の有無を問わず、とるべき対応についてのアドバイスは無償で行っております。

2008年12月1日よりJHAの会員保障制度が充実し
施設賠償責任が民間施術家の方々も対象となります。
会員の皆様へはご案内をお送りしますのでそちらでご確認ください。

JHA NEWS

・無料相談（アドバイス）・手技療法に関する情報提供・当会ホームページへの求人情報の無料掲載・賠償責任保険の適用

国家資格者
会員種別
正会員A 準会員

すべての手技療法家、施術家に
安心・安全を提供します

民間資格者
会員種別
正会員B

入会金無料

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問合せ下さい】

JHA 有限責任 中間法人 **日本治療協会**

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

◎ JHA NEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03(5289)8171

10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX: 03(5289)8173

24時間年中無休

郵送先 〒101-8691 日本郵便神田支店 私書箱46号

E-mail: info@jha-shugi.jp